

北区農業委員会だより

Kita Ward Agricultural Commission Public Information



北区の『サトイモ』

我が家がサトイモの栽培を始めて30年以上たちます。

現在は70aの畑を家族4人で切り盛りしています。

畑では、サトイモのほかスイカやゴボウなどをローテーションで栽培しています。

サトイモの収穫は9月上旬から10月頃まで行い、市内の直売所へ出荷し3月頃まで販売しています。

今年は天候不順で収穫が遅れ、さらに害虫も発生し大変苦労しましたが、出来上がりは上々。

とても良いサトイモが出来上がりました。

小柳 良介さん(横土居)



耕作放棄地があると…

●耕作放棄地とはどんなものか？

耕作放棄地とは、所有している耕地のうち、過去1年以上作付せず、しかもこの数年の間再び作付けする考えのない土地のことです。

農業委員会では、日々の農業委員・農地利用最適化推進委員の活動や、年2回行う農地パトロールなどをおして、耕作放棄地の把握・解消に努めています。



●地域の環境の悪化などにつながります！

耕作放棄地は、病害虫の発生源や有害鳥獣の隠れ場、不法投棄の温床、枯れ草による火災など、隣接する農地や地域に悪影響を及ぼします。



●耕作放棄地の解消には助成制度があります

市では耕作放棄地解消に向け一定の要件を満たす受け手(新たに耕作放棄地解消に携われる方)に次のような助成を行う制度があります。

一定の要件を満たす耕作放棄地を引き受けて、助成金(10a当たり5万円)を交付するもので、耕作放棄地の解消と農地の有効利用の推進を目的としたものです。

採択基準は次のとおりです。

【対象者】

市内に住所を置く農業者で、利用権の設定等をした「借受人等」

【対象農地と利用権の設定等要件】

農業委員会が総会で認めた耕作放棄地で利用権設定等(設定期間3年以上)をした農地

【耕作の要件】

3年間は耕作目的を供し、毎年1作以上の作付を行う。

耕作放棄地は放置すると、年々解消が難しくなります。周囲の農家の方々にも迷惑をかけ続けることとなります。助成制度を活用して耕作放棄地の解消に取り組んでみませんか。



解消前



解消後

農地を農地以外にする場合には、 農地法による手続きが必要です

農業委員会に
ご相談ください

- ◆農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。
- ◆農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。

市街化調整区域内の農地を住宅や工場など建物の敷地、資材置場、駐車場など農地以外に転用する場合や、一時的な土置き場や仮設の現地事務所等にする場合は、転用の許可が必要です。

- ◆転用の許可方法は2種類あります

- 1 農地の所有者自らがその農地を転用する場合(農地法第4条)
- 2 農地の所有者から農地を買う又は借りて転用する場合(農地法第5条)



農業経営基盤強化促進法による 「貸し借り・売買・交換」について

農地の貸し借りや売買・交換は農地法による許可のほかに、農業経営基盤強化促進法でも行えます。希望される方は、農業委員会又は農協へ相談してください。

制度の特色

【貸し借り】

- ▶貸し手は、賃貸借の期間が終了すれば農地を自動的に返還してもらえます。この場合離作料を支払う必要はありません。
- ▶貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、更新することができます。

貸借期間の終了案内

- ▶該当事には終了の案内を送付しますので、期間更新を希望される場合は忘れずに手続きを行ってください。

【売買・交換】

- ▶所有権移転の登記は、要件を満たしている場合は農業委員会が行います。
- ▶一定の条件により税金の優遇措置が受けられます。
譲渡所得の800万円の特別控除、不動産取得税・登録免許税の軽減措置



農地パトロールを実施 耕作放棄地・無断転用に歯止めを!!



農地パトロール月間に合わせ、北区管内では7月～8月にかけて前期農地パトロールを実施しました。このパトロールは耕作放棄地や無断転用等の実態調査と利用状況調査を行うものです。農業委員及び農地利用最適化推進委員など耕作放棄地プロジェクトチームで北区の農地を7地区に分けて巡回し、現地調査を行いました。この調査結果に基づき、農地を適正に管理するよう指導を行いました。

農地は大切な資源です。耕作放棄をせず適正な管理を行い、優良な農地を守っていきましょう。

農業委員レポート



農業委員
佐藤 敏明
(松影)

農業委員になって

農業委員に就任して今年で2年目となります。ます。

私は園芸ハウス専門で、水田は10数年前から委託に出しており稲作の知識もなく農業委員会業務の内容も分からず、農業委員をできるだろうか…と不安を抱えながら農業委員としての活動が始まりました。

そして、周りの人たちから二つ二つ聞きながら活動を行っているうちに、1年が過ぎてしまいました。

私の住んでいる集落は、園芸が盛んな集落で後継者も多く、農業高校を卒業後、会社勤めの経験もなく直ぐに家の後を継ぎました。

園芸は、天候に左右されやすい仕事が多く、水管理等忙しい毎日で定期的な休みも取れず、こんな仕事は嫌になること数回、親に騙されたのかな…と思ったこともありました。その後、魚釣りや集落の仲間と網引きをやるようになり、仕事も趣味も楽しくできる

ようになりました。

しかし、年々米価が下がり始め、農産物の単価は上がり、逆に資材の単価は上がり収入は減る一方。何とかしなければと思いついて収入が少ないものは減らし、農産物・作型を変えてみたり色々と工夫をしています。未だに試行錯誤しています。

そんな中、二つだけ良かったなと思ったことがあります。色々やっているうちに仲間や友人・知人が沢山できました。私の大切な宝物です。

さて、近年、後継者不足や異常気象により農産物の管理等が難しい中、離農する人が多くなってきました。水田・畑・ビニールハウス等、特に私たちの地区ではビニールハウスが多く、すでに老朽化して修繕しなければならぬ農家が見受けられます。10年後にはどうなるんだろうと考えさせられます。

以上のことから、耕作することが難しくなったと思ったら、早めに農業委員や農地利用最適化推進委員、又は農協や農業委員会に相談いただければありがたいと思います。

平成30年には減反が廃止され、また、土地改良区の合併もあり、色々問題も多く出てくるのではと心配している所です。

これからも皆さんの意見を聞きながら農地を守っていけるよう努力していきたいと思っています。

水稻作柄状況調査を実施



8月31日(木)に農業委員・農地利用最適化推進委員で北区の水稲作柄状況調査を実施しました。

今年も新潟県農業普及指導センター作物担当の山田技術専門員をお招きし、区役所でご講話いただいた後、状況調査へ出かけました。

新潟県の新品種「新之助」(岡方地区)、酒米の「越淡麗」(長浦地区)、直播栽培の「コシヒカリ」(木崎地区)の水田を調査し、現地ではJANA新潟市職員の方より説明をしていただきました。

時折、委員より質問が出るなど熱心に調査が行われました。

農地利用最適化推進委員レポート



農地利用最適化
推進委員
曾我 護
(新崎)

つぶやき

歳を重ねる毎に物忘れがひどくなる。仕事、物を取りに行くことがあるが、何を取りに来たか分からず考えてしまう。

何気ない日常の話しをできる幸せ、言い訳をしないこと、急がないこと、朝起きて仕事ができる幸福を感じている。

今年から我が会社は稲作をやめてしまいました。四季折々が感じられず寂しい思いがします。トマト栽培だけになってしまいました。トマト面積も多くなり、それなりに仕事面では以前より忙しくなっているようです。

この地域では稲作とトマトの複合経営が主ですが、先輩方の経営は技術的にすごいものがあります。まもなくトマト栽培も60年になります。農業に意欲的に

取り組んでいる地域であり、若い後継者も各集落にでてきているので頼もしい限りです。

地域の女子会「ばあちゃん達」が今年8月に松浜町のござれや花火に参加し、お祝い花火を打ち上げました。ものすごく話題になり明るい出来事で、地域を盛り上げてくれました。この人たちのためにも農業団体として働きやすい環境づくりが必要です。

北区に農業大学ができます。メディアでも農業を取り上げる番組もあり、どんな形であれ農業がアピールできることは良いことです。

いつの時代でも大変な変わりようですが、今、世界中が日本が揺れ動いています。かなりのスピードで世の中が変わっています。我々農業者も変わる必要があります。アンテナを張って情報を取り入れることが大事です。

今までの我々の常識が、この先非常識の時代になっているかもしれません。維新の時代のように、これからのリーダーが出てくることを期待します。

毎日、道端でこんな話をしています。

専業農家の紹介



阿部 拓朗さん
(22歳)
(濁川地区)

専業農家になって

昨年3月に新潟県農業大学校を卒業後、実家で農業を始めました。

きっかけは、高校生の頃に将来、自分が何の仕事をしたのかを考えたとき、幼い頃から祖父母が実家で農業をしている姿を見て育ったこともあり農業をやりたくなりました。

現在は、トマトを中心に稲と葉物(パクチー・ミズナ)などを栽培しています。

経営面積は田が約230a、ハウスが約26a、畑が約7aです。メインはトマトで、品種は「麗容」「りんか」「おどりこ」「フルティカ」などです。そ



れぞれ時期をずらして種をまき、定植、収穫するので2年中大忙しです。

また、春はトマトに加え、て田んぼの代掻きやすずまき、田植え

の作業、秋には稲刈り、藁まらけの作業をするので春と秋が一番の繁忙期です。

濁川地区は若手の担い手も多く、地元先輩方から指導をいただいております。とても感謝しています。

将来の夢

今はまだまだトマトの収穫量が少ないですが、今後も積極的に県外の農家などにも視察に行き、他地区の技術等を吸収しトマトの生産を頑張りたいです。

また、新潟市農業青年グループの新潟広域4日クラブアースチャイルドに加入し、市内はもちろんのこと市外、県外との交流もできるようにしたいです。その交流を通して技術向上に取り組みしていきたいと思っています。



老後の備えに 農業者年金に 加入しましょう

新しい農業者年金制度は農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的を合わせ持つ政策年金です。

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

●将来受給する年金を自ら積み立てる方式です。

●条件により保険料に国庫助成があります。

●保険料を自由に選択できます。(保険料を月額最低2万円から)
※詳しくは北区農業委員会事務局へ ☎387-11585

全国農業新聞

農家の経営と くらしに役立つ情報誌

*月4回発行(毎週金曜日)

*購読料:1ヶ月700円

*お申し込み:
農業委員・推進委員または
北区農業委員会事務局へ
☎387-1585

総会開催日

11月30日(木)、12月27日(水)、1月31日(水)、2月28日(水)

*傍聴者の定員は5名

農地の貸付・売買等の締め切り日

●農地法第3条・4条・5条関係

11月9日(木)、12月8日(金)、1月11日(木)、2月8日(木)

*毎月受付、各月10日頃が締め切り日です。

●農業経営基盤強化促進法関係、利用権の設定(賃貸借)

11月24日(金)、12月22日(金)、1月25日(木)

*利用権設定ほか売買・交換の受付は8月から3月まで。
各月25日頃が締め切り日です。

◆編集後記◆

今年の稲作は、昨年の大豊作に比べ8月の低温により、特に早生は品質の低下や収量の減少により農家にとっては大きな痛手ではなかったでしょうか。

今年で減反による補助金制度もなくなり、来年は非常に厳しい選択に頭が痛いかと思われれます。米余り、米価の下落を考えると、今後の農業経営は大変でしょうが、創意工夫で頑張ります。

(編集委員 野崎 伸)